

平成 3 0 年

第 9 回 農業委員会総会（月例会）議案

平成 3 0 年 8 月 7 日

前橋市農業委員会

平成30年 第9回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 平成30年8月7日 午後1時30分
- ・閉会日時 平成30年8月7日 午後3時25分
- ・開催場所 市庁舎7階 農業委員室

・出席委員（23名）

2番 市花 宏之	3番 矢端 晴美	4番 奥野 和子	5番 松島 敏男
6番 大島 俊典	7番 田島 悦夫	8番 星野 和幸	9番 小堀 清
10番 木村 謙	11番 関根 由彦	12番 澁澤 聖一	13番 坂庭 常男
14番 北爪 きよ子	15番 青木 朱美	16番 井上 隆	17番 萩原 秀治郎
18番 深町 富士雄	19番 岡田 重雄	20番 須田 一男	21番 石村 利夫
22番 江原 弘	23番 関口 喜弘	24番 堀越 恒弘	

・欠席委員（1名）

1番 下田 将文

・事務局出席者

事務局長 青木 一宏	補佐 齋藤 孝朗	補佐 瀬戸 浩	補佐 藤井 義嗣
副主幹 深澤 直純	副主幹 高山 幸治	主任 富澤 和則	臨時職員 宮田 厚子

・付議事件

- (1) 議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第42号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (3) 議案第43号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について（5条）
- (4) 議案第44号 農地法第5条の規定による許可申請について

・報告事項

- (1) 農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
- (2) 農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について
- (4) 現況証明交付状況について
- (4) 農地法第4条、第5条の規定による意見聴取結果について
- (5) 平成29年度前橋市農業委員会業務概要について

青木局長

それでは、定刻になりましたので、これより平成30年第9回農業委員会総会を開催いたします。本日の欠席通告者は、1番 下田 将文委員の1名であります。したがって、在任委員24名中23名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを、ご報告申し上げます。開会に先立ちまして、堀越会長よりご挨拶をお願いいたします。

堀越会長
青木局長

◇（挨拶）

会議規則第5条の規定より、会長が議長となり会議を進めることとなりますので、堀越会長よりお願いいたします。

議長

《堀越会長、議長に就任》

それでは、平成30年第9回農業委員会総会を開催いたします。初めに、前橋市農業委員会総会議規則第25条第3項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。9番 小堀清委員、10番 木村 謙委員をお願いいたします。

それでは議事に入ります。議案第41号・農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1番から10番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

深澤副主幹

◇（議案書・順次、地目、面積、申請理由、契約内容、耕作面積等を朗読、説明）

整理番号4番、借受人が外国人、在留期間の残り10ヶ月の契約、その後在留期間を延長する予定。

なお、整理番号1番から10番は農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしております。

議長

なお、整理番号1番、4番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。

14番委員
（1班班長）

現地案内図3条の1をご覧ください。借受人は以前より養蜂業を営んでおります。今までは許可を得ないで畑に蜜蜂の箱を置いていましたが、今回は畑を賃借し蜜源植物の作付けや、果樹を植え付け、今後も養蜂業を行なって行きたいとの事で申請しました。面接には借受人と代理人が来られました。現地を調査したところ周りは雑木で覆われていましたが、中は胡桃やアカシヤの木があり近くに15箱程の蜜蜂の箱が置いてあり、きれいに管理されておりました。販売先は自家直売と産直への販売となっています。過去の実績とし、38年間妻と2人で養蜂業を頑張ってきており、本人の営農意欲も認められ、養蜂協会、養蜂関係書等による独学、技術習得の努力、さらに営農計画書も提出され、営農の確実性があると認められるため、調査班としては、許可相当と判断いたしました。

現地案内図3条の4をご覧ください。申請人は外国籍で15年前留学生として入国し前橋国際大学で学び、2012年農業機械等の買取り販売をする会社を設定し、2017年3月～11月まで粕川町の農家でナス、ハウレン草等の研修を受け現在は、許可を得ないで農地を借入、露地ナスの栽培を行っており、今後も日本で農業を行なって行きたいと申請しました。面接には借受人が来られました。自己所有の家を持ち、軽トラック、トラクター1台、管理機2台、セット動埴4台を所有。現在はJAの正組合員となり、ナスの販売はJAの支所と農産物直売所に出荷、通作距離は約4km、車で8分くらいです。栽培技術も研修先やJA職員に教わり、中部農政事務所から指導を受け、自立経営をし、地域農業の発展に努めたいとの本人の強い営農意欲が認められることや、農地借り受後の営農計画も適合性があることから、調査班としては許可相当と判断いたしました。

議長

以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

22番委員
深澤副主幹

整理番号5番、借受人がご高齢なこと、金額が高額な理由説明をお願いします。

場所は、国道17号から西に入ったところ、ご家族がおり、他に点在した農地を所有していますが、申請地は道を挟んで住宅の反対側に位置し、使い勝手がよく取得したいとの事です。今後他の目的に、転用することはないとの確認もしました。市街化区域ですので、土地の売買価格については、高価になります。実際には息子さんが専属で農業をされています。

議長
22番委員
議長

よろしいでしょうか。

はい。

暫時休憩とします。

(※休憩)

議長
3番委員
深澤副主幹
議長
深澤副主幹

再開します。その他、ご意見等ございませんか。

議案第4番、3年前の在留資格を取った時の職業は何でしたか。

会社を設立し、農業機械の買取りと販売を行っていました。

現在は。

現在も行なっておりますが、農地を借りられ大きくなった段階で農業機械関係を縮小して行きたいとのことです。

議長
3番委員
議長
深澤副主幹

よろしいでしょうか。

はい。

在留期間が10ヶ月ということですが。

本日から残りの在留期間の10ヶ月の許可の申請です。次回在留期間延長手続きのとき、永住権又は、3年間の在留期間の延長を申請する予定で、また必要な手続きしていただく旨の説明をして、了解をしていただきました。

議長

その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番から10番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇(挙手)

議長

全員賛成でありますので、議案第41号・農地法第3条の規定による許可申請については、整理番号1番から10番までを許可とすることに決定いたします。

次に、議案第42号・農地法第4条の規定による許可申請について、整理番号1番から7番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

富澤主任

◇(議案書・順次、地目、面積、転用目的、申請理由を朗読、説明)

なお、整理番号1番から7番は農地法第4条第6項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

議長
18番委員
富澤主任
23番委員

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

整理番号6番、一部転用ですが、分筆では。

4条許可ですので、所有者が変われませんので分筆までは求めていません。

残りの部分は、平らな土地ですか、それとも太陽光をするには無理な急勾配な土地ですか。

富澤主任
議長
富澤主任
議長
9番委員
富澤主任

急勾配ではなく、農地として使用できそうな土地です。

除外も一部だけですか。

はい、除外も一部だけです。

その他、ご意見等ございませんか。

整理番号6番、平成28年に除外申請していますが、その時の目的は。

目的は同様に、太陽光発電施設です。

9 番委員 富澤主任	何年か転用申請がでなかったのですか。 平成 2 9 年 2 月下旬に除外承認になっていますので、1 年何ヶ月か転用申請は出ておりませんでした。
議 長	その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号 1 番から 7 番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。 ◇（挙 手）
議 長	全員賛成でありますので、議案第 4 2 号・農地法第 4 条の規定による許可申請については、整理番号 1 番から 7 番までを許可とすることに決定いたします。 次に、議案第 4 3 号・農地法の規定による許可後の計画変更申請 5 条許可について、整理番号 1 番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
高山副主幹 議 長	◇（議案書、地目、面積、変更内容、申請理由を朗読、説明） 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。 ◇（意見、質問等なし）
議 長	ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号 1 番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。 ◇（挙 手）
議 長	全員賛成でありますので、議案第 4 3 号・農地法の規定による許可後の計画変更申請 5 条許可については、整理番号 1 番を承認とすることに決定いたします。 次に、議案第 4 4 号・農地法第 5 条の規定による許可申請について、申請件数が多いため、始めに、整理番号 1 番から 3 0 番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
高山副主幹	◇（議案書・順次、地目、面積、契約内容、転用目的、申請理由を朗読、説明） なお、整理番号 1 番から 3 0 番は、農地法第 5 条第 2 項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
議 長	なお、整理番号 1 番、9 番、については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。
1 4 番委員 (1 班班長)	現地案内図 5 条の 1 をご覧下さい。申請地は、粕川大橋の南東約 190m に位置し、東側と南側は畑、北側は道路を挟んで宅地、西側は、雑種地の集団農地の辺縁部に位置する第一種農地です。面接には申請人の代理人と譲渡人が来られました。申請法人は、各種管工事、電気工事の設計・施工を主とし自動販売機及び厨房機器の販売・設置を行なっている会社です。自動販売機と厨房機器を一時保管しているため、工事用資材置場が手狭になり申請しました。年間の売り上げ実績は 1 億円、社員 1 5 名、4 t ユニック車 1 台、2 t ユニック車 4 台、フォークリフト 2 台、重機 1 台を所有。申請地は、道路より少し高い所にありますが、雨水は浸透式とし、道路側に地先境界ブロックを設け、縁切りをし、周囲は、コンクリート基礎の上にフェンスをするなどの安全柵、周辺の農地、農作物に対する被害防除対策がとられている事や工事用資材置場の必要性が認められるため、調査班としては、許可相当と判断いたしました。 現地案内図 5 条の 9 をご覧下さい。申請地は、前橋市宮城支所から南方約 1. 03 k m に位置し、南側は申請人の土地、北側は申請人の作業場と畑、東側は県道上神梅線、西側は水路の小集団農地の辺縁部に位置する第二種農地です。面接には申請人と代理人が来られました。申請人の会社は、鉄骨材：主に建物の骨組みに使用する関連資材を取り扱っている会社で、他に五代工業団地に工場を持ち、会社全体の売上実績は、この 3 年間で 1 0 億円から 1 3 億円、社員は 1 9 名、会社の事業拡大に伴い、資材置場として申請しました。申

	請した土地と自己所有の土地との間に、今は使われていない公道がありますが、一帯として使いたいのので払下げを検討しているとの事です。雨水は敷地内で浸透式とし、外灯は手元を明るくする様工夫し、周辺農地、農作物に対する被害防除対策がとられている事や露天資材置場の必要性も認められるため、調査班としては許可相当と判断いたしました。
議 長	以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
1 3 番委員	整理番号 4 番、分筆前の面積確認。
富澤主任	分筆前の面積の説明。
議 長	他に、ご意見等ございますか。
1 1 番委員	整理番号等 7 番、8 番、契約内容について、7 番は売買、8 番は地上権となっていますが。
富澤主任	整理番号 7 番については、所有権移転です。8 番につきましては、売買ができず、賃貸借のため、地上権設定を行なっています。
1 1 番委員	7 番、8 番は繋がっている土地ですか。
富澤主任	繋がった土地ではありません。離れています。
議 長	他に、意見等ございませんか。
1 0 番委員	整理番号 1 番、以前に資材置場の申請があったかと思いますが。他に資材置場ありますか、使用状況等分かりますか。
高山副主幹	申請書には既存は付いていませんでした。
議 長	既存がないということはないかと思われそうですが。
富澤主任	今回は、事務所内の資材置場が手狭でということです。
高山副主幹	(確認後) 他の申請地で許可になっています。
議 長	何回か出ているかと思います。よく調べてはいかがですか。
富澤主任	資材置場、賃貸借で許可後に所有者が変わっている案件があります。
2 3 番委員	確認をしないと、判らない事がある様ですので今回は保留にし、詳しく調べ判断したらよいのでは。
議 長	今回の面接は代理人でしたので、次回代表者と面接を行い、結論を出してはいかがでしょうか。
	◇ (異議なしの声あり)
議 長	その他、ご意見等ございませんか。
9 番委員	整理番号 1 3 番、1 4 番、隣接の土地ですが、各受人の関係性は。
富澤主任	1 4 番は 1 3 番のグループ会社です。
9 番委員	分けた理由は。面積で上限があるのですか。
富澤主任	2 種ですのでありません。
1 0 番委員	整理番号 2 0 番、除外 (平成 2 7 年) 申請からだいぶ経過していますが。
富澤主任	除外の猶予願い出ておりますので、平成 3 0 年 8 月 3 1 日まで大丈夫です。
1 0 委員	当初の除外目的は同じですか。
富澤主任	はい、転用目的は同じです。
1 3 番委員	借受人が自動車整備業となっていますが間違いないですか。
富澤主任	申請人は経営者、整備士の有資格者を雇い対処するとの事です。
議 長	その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号 1 番を保留とし、2 番から 3 0 番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	◇ (挙 手)
議 長	全員賛成でありますので、議案第 4 4 号・農地法第 5 条の規定による許可申請について

	は、整理番号1番を保留とし、1番から30番までを許可とすることに決定いたします。
高山副主幹	次に整理番号31番から63番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
	◇（議案書・順次、地目、面積、契約内容、転用目的、申請理由を朗読、説明）
	なお、整理番号31番から63番は、農地法第5条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
議 長	なお、整理番号35番、44番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。
14番委員 (1班班長)	現地案内図5条の35をご覧ください。申請地は、群馬県畜産試験場から西へ約900mに位置し、北側と東側は畑、西側は宅地、南側は申請者が経営する工場に隣接する小集団農地の辺縁部に位置する第二種農地です。面接には会社の代表者と代理人が来られました。申請法人は土木に使うコンクリート製品の製造・販売をしており事業の多角化、規模拡大に伴い製品や資材置場が不足し申請しました。販売先は前橋を中心に群馬県、埼玉県、栃木県の一部で売上は約9億円、従業員26名、社用車9台、トラック大型車3台、3t車1台、ダンプ車は、4t・2t・1t各一台、フォークリフト15台、ユンボ大2台・小1台を所有しております。土地は南側が低い傾斜地で造成は申請地内で処理し、北側は擁壁、雨水は敷地内で自然浸透とし、施設の周りはフェンス、門扉を設置し人が立ち入れない様、安全柵を設ける。製品は北側から2m以上離して置き、農地への日照りに注意する。周辺農地、農作物への被害防除対策がとられている事、製品の置き場所の必要性があると認められるため調査班としては許可相当と判断いたしました。 現地案内図5条の44をご覧ください。申請地は前橋市荻窪清掃工場から北東に約780mに位置し、北側はふるさと農道、南側は沼地、東側は営農型太陽光発電施設、西側は雑種地の小集団農地の辺縁部に位置する第二種農地です。面接には申請人の代理人が来られました。申請法人はフロン回収装置の製造販売等の環境事業に長年取組んでいて、その一環として近年太陽光発電に力を入れています。申請地と隣接する所有地と併せて一帯利用し太陽光発電事業を計画し申請しました。既存する太陽光発電は、6ヶ所で6M弱稼働しています。今回の申請はAC500Wのパネル1,170枚、発電量354KW、売電単価24円隣接の所有地には、パネル1,710枚、合計2,880枚の一帯利用型、発電量835KW、設置費用の回収には4～5年を見込んでいます。土地に高低差があるため盛土を入れ、なだらかな傾斜とし、雨水は浸透式とし、低い所にはU字溝を設け、溜池を作り用水路に放流します。周りは1.2～1.5mのフェンスで囲い、中の用水路の両側は1m～2mの擁壁を設置し用水路を設置し保存する等、農作物への影響、被害防除対策が取られている事から、調査班長としては許可相当と判断いたしました。
議 長	以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。
10番委員	整理番号44番、現在稼働中の施設について分かりましたらお願いします。
1班班長	既存施設では、6ヶ所で6M弱です。
議 長	他に意見等ございますか。
9番委員	整理番号63番、駐車場不足のための申請ですが、期間が短期の理由は。
議 長	農振地域ですので、除外が出来る場所を探していますが、見つからないため、今回一時転用で申請しました。
18番委員	整理番号57番、46番、47番面積について質問。
高山副主幹	説明。
議 長	その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号31番か

ら63番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙手）

全員賛成でありますので、議案第44号・農地法第5条の規定による許可申請については、整理番号31番から63番までを許可とすることに決定いたします。

なお、3,000㎡を超える許可処分については群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知お願いします。

次に、24ページ以降の報告事項ですが、報告事項（1）から（4）までの内容は、

○法第4条の届出書の受理状況	10件
○法第5条の届出書の受理状況	26件
○法第18条第6項の規定による通知書の交付状況	10件
○現況証明交付状況	1件

です。

報告事項（5）は、7月総会において許可とした法第4条の農地改良を目的とする一時転用申請について、群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見が「異存なし」と答申がありましたので、会長専決により許可書を交付しておりますので、後ほどご覧ください。

次に、報告事項（6）平成29年度前橋市農業委員会業務概要について事務局の説明を求めます。

◇（資料説明：管理係）

◇（資料説明：農地係）

◇（資料説明：振興係）

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

国有農地管理されていますが、国から費用はありますか。

国から、県を通して交付金として農業委員会に出ています。除草は委託しています。

国有農地の筆数、管理等の詳細説明。

その他、ご意見等ございませんか。

国有農地の未貸付の地区とかわかりますか。

一覧表だせますか。

資料として用意します。

その他、ご意見等ございませんか。なければ報告のとおりといたします。

以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、総会を閉会といたします。

（総会閉会午後3時25分）

議長

藤井補佐
瀬戸補佐
齋藤補佐
議長

議長
富澤主任
齋藤補佐
議長
5番委員
議長
富澤主任
議長

顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年8月9日

議 長

署名人

署名人

